役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第１条　この規程は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２５条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第２条　この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第３条　役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、福岡市職員の身分を有する者に対しては、この規程に規定する報酬等は支給しない。

（１）常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当並びに通勤手当を支給する。

（２）非常勤役員が、その職務のため、理事会、評議員会又は監事監査に出席したときは、報酬を支給する。

２　常勤役員に対する賞与は、６月１日及び１２月１日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

３　常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

　ただし、福岡市を退職し、本会に採用された者には支給しない。

(報酬等の算定方法及び総額)

第４条　報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとし、各年度の総額が、理事は８８０万円、監事は７万円を超えない範囲とする。

（１）常勤役員の報酬については、別表１に定める額

（２）常勤役員の賞与については、別表２に定める額

（３）常勤役員の退職手当については、別表３に定める算式により算出される額

（４）常勤役員の通勤手当については、別表第４に定める額

（５）非常勤役員の報酬については、別表５に定める額

(報酬等の支給方法)

第５条　常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

（１）報酬等　毎月２０日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その直前の金融機関営業日）

（２）賞与　毎年６月及び１２月

（３）退職手当　任期の満了、辞任又は死亡により常勤役員を退任した後１か月以内

２　非常勤役員に対する報酬は、出席した非常勤役員に理事会、評議員会又は監事監査を開催した日の翌月末日までに支給する。

３　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

４　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第６条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年６月２８日から施行する。

附　則

１　この規程は、評議員会の決議日から施行する。

（適用日）

２　この規程による改正後の「役員の報酬等に関する規程」の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。

ただし、別表４の改正規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年６月１８日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表１　常勤役員の報酬額

・常務理事　　月額　５５３，０００円

別表２　常勤役員の賞与

６月の賞与　　報酬月額×１．５８か月分

１２月の賞与　　報酬月額×１．５８か月分

別表３　常勤役員の退職手当の算定式

退職時の報酬月額×支給率×在職期間の月数

・死亡による退職の場合は、この算定式により算定された額の１０/１００に相当する額を加算

・公務による負傷又は疾病のための退職（死亡含む）の場合は、この算定式により算定された額の２０/１００に相当する額を加算

別表４　常勤役員の通勤手当

月額５５，０００円を上限

・住居から就業の場所まで公共交通機関を利用または交通用具を使用する等の場合に支給（ただし、住居から就業場所まで２㎞未満の場合は支給しない）

・手当額は、本会が認定した合理的かつ安価な通勤経路に係る実費を基準に決定

別表５　非常勤役員の報酬額

・会長　　日額　４，２００円

・副会長　　日額　４，２００円

・非常勤理事　　日額　４，２００円

・監事　　日額　４，２００円